

第12問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）の手續に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例（特例方式）については、考慮しないものとする。

ア 所有権の移転の登記の電子申請をする場合における申請情報には、申請人から委任を受けた司法書士が代理人として申請する場合であっても、当該申請人が電子署名を行わなければならない。

イ 委任による代理人である司法書士が登記義務者から登記識別情報を知ることを特に許され、その提供を受けて所有権の移転の登記の電子申請をする場合には、当該司法書士が登記義務者から登記識別情報の暗号化に関する権限を委任されていることが記録された代理権限証明情報を提供することを要する。

ウ 自然人である登記権利者が所有権の移転の登記の電子申請をする場合において、当該登記権利者が署名用電子証明書を提供して申請情報に電子署名を行ったときは、当該署名用電子証明書の提供をもって、当該登記権利者の現在の住所を証する情報の提供に代えることができる。

エ 電子申請における登録免許税の納付については、これを現金で納付した上で、当該電子申請をした登記所に、その納付に係る領収証書を貼付した登録免許税納付用紙を提出する方法によることができる。

オ 所有権の移転の登記の電子申請をする場合において、登記義務者の登記識別情報を提供することができないときは、登記官がする事前通知は、電子情報処理組織を使用して送信する方法によりしなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

不登法：02a

第13問

電子申請等

電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、申請人はいずれも自然人とする。

ア 歳入金電子納付システムにより登録免許税を納付した者が、納付に係る登記を受けることをやめる場合には、納付日から6か月以内に登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を納税地の所轄税務署長に対し通知すべき旨の請求をすることができる。

イ 電子情報処理組織を使用して相続人申出情報を登記所に提供する方法により相続人である旨の申出をした場合において、当該申出による登記が完了したときは、登記官は、申出人に対し、登記が完了した旨を書面により通知しなければならない。

ウ 電子申請の受付をした登記所に、登録免許税に係る領収証書又は印紙を貼付した登録免許税納付用紙を提出する方法によって、登録免許税の納付をすることはできない。

エ 電子申請により登記を申請した場合において、登記識別情報の通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しないときは、登記官は、登記識別情報を通知することを要しない。

オ 電子申請により登記権利者及び登記義務者が共同して、不動産の所有権の移転の登記を申請する場合において、登記権利者が電子署名に係る電子証明書を提供したときであっても、当該電子証明書の提供をもって、登記権利者の住所を証する情報の提供に代えることはできない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ